

平成 20 年 6 月 6 日 制定
平成 28 年 4 月 1 日 改定
平成 28 年 10 月 1 日 改定

公的研究費の管理運営体制について

新潟県工業技術総合研究所長

新潟県工業技術総合研究所では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公的研究費（競争的研究資金）の適正な運営・管理を行うため、必要な事項を定めました。

1. 管理責任者

(1) 最高管理責任者

職名 : 所長

責任と権限：機関全体を統括し、公的研究費の管理運営について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者

職名 : 次長

責任と権限：最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理運営について機関全体を統括する実質的な責任及び権限を有する。

(3) コンプライアンス推進責任者

職名 : 研究開発センター長、技術支援センター長、企画管理室長、総務課長

責任と権限：部局（各センター、室）内における公的研究費の管理運営について実質的な責任及び権限を有する。

(4) コンプライアンス推進副責任者

職名 : 研究主幹、参事

責任と権限：公的研究費の管理運営について、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

2. 相談窓口

○窓口：

・経理に関すること：総務課

・事業・予算に関すること：企画管理室

○電話：025-247-1301

○Fax：025-244-9171

○E-mail:sodan@iri.pref.niigata.jp

3. 通報（告発）窓口

○窓口：次長

○電話：025-247-1301

○Fax：025-244-9171

○E-mail:meyasubako@iri.pref.niigata.jp

4. 通報（告発）があった場合の対応

「新潟県工業技術総合研究所における研究活動の不正防止に関する規程」により対応する。

【注意事項】

告発は、当該競争的資金に係る研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（私的流用、目的外使用等）を対象とします。

告発等を受け付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究者グループ、不正行為及び不正使用の態様、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。